

第44回・第4期第2回宝塚市協働のまちづくり促進委員会 議事録	
開催日時	令和元年11月18日（月）18：30～20：15
開催場所	宝塚市役所3階 特別会議室
次 第	1 開 会 2 議事録 協働のまちづくり促進委員会（第43回・第4期第1回）議事録 3 議事 (1) 新たに制定する条例の内容等について ア 条例素案修正案について イ 施行規則素案について ウ 逐条解説の作成方針について 4 その他 (1) 令和元年度宝塚市協働の指針市民説明会の実施報告について (2) 今後の会議日程について 5 閉会
出席委員	久会長、足立委員、飯室委員、成瀬委員、加藤委員、喜多委員、松川委員、 沖野委員、井山委員、中川委員、檜垣委員、西田委員、永崎委員、小西委 員、立花委員、福永委員
開催形態	公開（傍聴人1人）

1 開会

事務局から、本日の出席者は14名、欠席者は2名であること、宝塚市協働のまちづくり促進委員会規則第5条第2項に規定する過半数の出席要件を満たしているため、会議が成立していること、及び傍聴希望者は1名であることを報告した（遅れて2名出席のため、最終出席者は16名、欠席者は3名）。

また、前回の会議を欠席した委員から自己紹介を行った。

2 議事録

「協働のまちづくり促進委員会（第43回・第4期第1回）議事録」の内容が確認され、議事録とすることが承認された。なお、承認に至る意見交換の内容については以下のとおり。

- (1) 「6（1）令和元年度宝塚市協働の指針市民説明会について」の記載について、要点だけを記載して簡潔にまとめてはどうか。記載が長いと読む方も大変であるし、作成する方も大変である。
- (2) （会長）できるだけ色々な思いや雰囲気も含めてお伝えするというのであれば、できるだけ細かく書いていただく方がよいという部分もあると思う。
- (3) 現状の記載で特に異論はない。

3 議事

(1) 新たに制定する条例の内容等について

【条例素案修正案について】

事務局より、条例素案修正案について、配布資料に基づき説明を行った。意見の内容は以下のとおり。

- ア 「概ね小学校区」との記載があることで、小学校区に縛られることはないという理解をしている。まちづくり協議会の範囲とは異なるエリアで自主防災会が形成されており、自治会としてこれまでその自主防災会に参加しているが、条例ができて小学校区に縛られることがないということであれば、現在参加する自主防災会にそのまま参加し続けることも可能であるし、自治会の存在するエリアを範囲に含むまちづくり協議会の自主防災会に入ることも可能であるということか。
- イ (事務局) 今つながっているところで活動していただくことも、両方で活動していただくことも可能である。地域内でよく話し合って決めていただきたい。
- ウ 「コミュニティの創造と発展」の冊子など、従来より「概ね小学校区」という記載をしてきているので、条例で記載されるから縛られるとか縛られないという話は論点が違う。どこと連携して事業を行うのかは、コミュニティの範囲とは関係なく地域の自由である。
- エ 財政がからんでくると、そういうわけにはいかないのではないか。
- オ 財政については事業を行う人たちが自分たちで決めていけばよいのではないか。
- カ 自主防災組織の活動は自治会やより細かい単位で行うこともある。よって、自主防災の活動が必ずしもまちづくり協議会単位でないといけないということはない。住民が話し合う中で一番良い組織ができてくるものだと思う。
- キ (会長) それぞれのテーマや分野によって、くくり方はある程度柔軟性をもってやっていきましょうということ。自主防災とまちづくり協議会がまたがっている状態をどのように調整するかは、それぞれのまちづくり協議会との関係の中で整理してもらえたらよい。柔軟にやっていかないとそれぞれの分野で不便が生じることもある。また、費用分担が発生した際にどのような形とするかはそれぞれの協議会同士の調整で決まっていくことであり、そういった細かい運用までは条例では位置付けていないと考えていただけたらと思う。
- ク 所属する自治会は校区が2つに別れている。自主防災の主体は自治会単位であり、防災訓練はまちづくり協議会が行っているため、両方にまたがって活動しないといけないという実情がある。
- ケ まちづくり協議会の多くは、範囲が2つのまちづくり協議会にまたがる自治会があるのではないか。
- コ (会長) まちづくり協議会の運用の部分で考えていただけたらと思う。三田市では、2つの小学校区にまたがる単位自治会があった。その自治会の方とお話し

たところ、2つの協議会に所属することとなった。こういった境界領域のところは話し合いの中で一番すっきりする方法をこれからも考えていただけたらと思う。また、テーマによってくり方が違う場合もある。それぞれがやりやすい方法で調整していただければと思う。

- サ 第10条に記載のある「執行機関の附属機関設置に関する条例」で規定されている審議会は協働のまちづくり促進委員会以外に何があるか。
- シ 法律で個別の条例で定めなさいとなっているようなもの以外は、「執行機関の附属機関設置に関する条例」で網羅的に記載されている。また、教育委員会の附属機関も記載されている。
- ス 第5条第2項に「・・・、別に規則で定める」とあり、第11条は「・・・、規則で定める」となっている。普通、施行規則の場合は「別に」と記載しないため、第5条第2項の「別に」を削除し、表記を統一した方がよい。

【施行規則素案について】

事務局より、施行規則素案について、配布資料に基づき説明を行った。意見の内容は以下のとおり。

- ア 正式名称が規則で定められることによって、現在の愛称は使用できなくなるのか。
- イ (事務局) 愛称が使えなくなるということはない。
- ウ (会長) 規則素案に載せているのは正式名称のみ。各まちづくり協議会の総会等でこの正式名称を変更した場合は、規則を変えないといけないということになる。
- エ 条例第11条のような包括規定に基づくものであれば必要はないが、条例第5条第2項のような個別規定に基づく場合は、例えば「条例第5条第2項の規則で定める市内に存するまちづくり協議会の名称及び範囲は」というようにリード文をつける必要があるのではないか。
- オ 第3条は本当に必要なのか。包括委任の規定の内容がほとんど規則素案に記載がないため、更に第3条「補則」を記載することは気になる。必ずしも記載しないといけないわけではないのではないか。
- カ もし、第3条を残す場合、「・・・、別に市長が定める」としてはどうか。規則に代わるものが定まっていないので、「別に」が必要ではないか。
- キ 別表のまちづくり協議会の範囲の記載について、「市立」とするのではなく正式に「宝塚市立」と記載しないといけないのではないか。
- ク (会長) 第3条について、条例第11条の「規則で定める」と規則第3条の「市長が定める」と、それぞれ何をどちらで定めるのかについて整理をしておく必要があるのではないか。
- ケ (会長) まず、別表を規則で定めることが大事。また、まちづくり協議会の名称が正式に変わったり、小学校の統廃合があった場合、規則も変えていくことにな

る。

- コ 規則でまちづくり協議会の名称及び範囲を定めるのは、現在の各まちづくり協議会を第5条第2項で定める「概ね小学校区を単位とする範囲に一つ」あるまちづくり協議会として認める意味もあると思う。
- サ 施行規則第2条にも条例第5条第2項の「概ね小学校区を単位とする範囲に一つ」という部分を記載した方がよいのではないか。
- シ 記載する必要はないと思う。条例の方が規則よりも上位の法令なので、条例に記載されていれば規則にどのようなことが記載されていても条例が優先される。条例第5条第2項の委任されている部分は、あくまでも「市内に存するまちづくり協議会の名称及び範囲」の部分なので、この部分しか規則で受けられない。念のために記載するというのであれば別の話になる。
- ス 施行規則だけを見た場合も考え、念のため記載しておいた方がよいという趣旨である。
- セ (会長) 都市計画の事業を行う際、利害関係が共有されている範囲で協議会を作る場合が多い。その協議会も「まちづくり協議会」という名称が付けられていることがある。この点について、大和市は、ハード面の事業に関する協議会は「街づくり協議会」とし、「街」の字を使っている。目的によって名前を使い分けていく方が本当は分かりやすいと思う。丹波市は、自治協議会としている。宝塚市は同じまちづくり協議会と称して違う目的がある。この点については、条例第5条に「地域課題を解決するため、自治会を中核として、地域で活動する個人及び団体の連携を図る組織」と記載があり、都市計画関連のまちづくり協議会はこれには当てはまらなないと読むことで整理できるのではないかと思う。また、同じ範囲でまちづくり協議会が分裂してしまった場合については、条例第5条第2項で範囲に1つとしているため、対処できる。ただし、小学校区をちょうど二分して2つに分かれるとなった場合は悩ましい話になる。そういうことが今後起こるかどうかは地域の皆さんの努力次第である。半分に分けるとなり、範囲1つに対して1つの協議会だという話が出てきた場合、認めなければならないかもしれないところが出てくるかもしれないが、できるだけそういったことが起こらないようにしていただけたらと思う。
- ソ 宝塚市にはないが、他市には防犯まちづくり協議会などもある。「まちづくり協議会」という名前を他に使ってはいけないということはない。条例でいうまちづくり協議会は規則で定めるものであるということであり、「まちづくり協議会」という名称を他で使ってはならないというような解釈にならないようした方がよいと思う。

【逐条解説の作成方針について】

事務局より、逐条解説の作成方針について、配布資料に基づき説明を行った。意見の内容は以下のとおり。

- ア 明石市の逐条解説のP27の図と宝塚市の協働の指針の協働のテーブルの図の違いについて教えてほしい。
- イ (事務局) 宝塚市の協働の指針の協働のテーブルはまちづくり協議会の構成員を表しているのではなく、協働の各主体が一つのテーブルで協議していくことを表している。明石市の逐条解説の図は、まちづくり協議会の構成員を表したものであり、それぞれ表そうとしているものが違うため、それぞれ正しい図である。
- ウ (会長) 協働の指針の協働のテーブルは、まちづくり協議会の組織構成を説明するものではなく、協働がどのように進むのかを説明するものであり、まちづくり協議会もひとつのパートナーとして表している。今回作成する逐条解説で明石市の逐条解説P27のような図で説明するのは作業班を含めて検討を進めていただけたらと思う。
- エ 簡単に記載することは分かりやすい反面、誤解を生む。図や絵を多用しすぎると本来の趣旨と違う解釈を生む可能性があるため、文章に戻れる形にしておく必要がある。作業班では詳細なものとは簡単なものを作ることが望ましいとなった。簡単に作りすぎると逆に分からなくなることもある。
- オ 逐条解説は簡単なものまで必要か。
- カ (事務局) ターゲットが異なるのではないかと。詳細版は条例のことをもっと知りたいという方が一つのターゲット。簡単なものはこの条例に興味を持っていただくための入り口となる資料であり、簡単なものも必要である。
- キ (会長) 目的も違う。条例に親しんでいただくというリーフレットと、言葉の意味や解釈を説明していくものを使い分けていくことが必要である。
- ク まちづくり協議会ガイドラインを作成した際も「あなたもわたしもまち協の一員です」という記載について誤った解釈をしている方がいた。気を付けて作成していく必要がある。
- ケ (会長) 他市の良い点等あれば、事務局までご意見いただけたらと思う。草津市のデザインが分かりやすいものになっていると思う。デザインも重要になるので、この点についてもご提案いただければと思う。

4 その他

(1) 宝塚市自治会ネットワーク会議からの条例素案に対する質問への回答について

事務局より、同質問に対し、10月に行った作業班の意見も踏まえ、事務局から回答を行った旨報告した。

(2) 令和元年度宝塚市協働の指針市民説明会の実施報告について

事務局より、同報告を行った。意見の内容は以下のとおり。

- ア アンケートにもあるように、「条例の策定経緯が分かった」や「条例の必要性が分かった」旨のご意見をいただけたことがよかった。また、大勢に参加してほしい場合動員をかけたくなるが、参加者が少なくても必要なものを地道に続けていけば今回のように参加者が増えていく。

イ グループでの話し合いを行う際、時間が足りなかったように思う。次回行う際は改めて検討が必要である。

ウ 話し合いの際、同じまちづくり協議会で固まってしまうことがあった。

エ 動員をかけてでも学んでいただくことも大切ではないか。

オ (会長) 西谷を会場として市全域対象の説明会を開催することも1つのアイデアである。

(3) 今後の会議日程について

事務局より、宝塚市協働のまちづくり促進委員会の今後の開催日程についてお知らせした。

(4) 「まちの隠れ家『あまびっと』」の案内。

5 閉会

以上